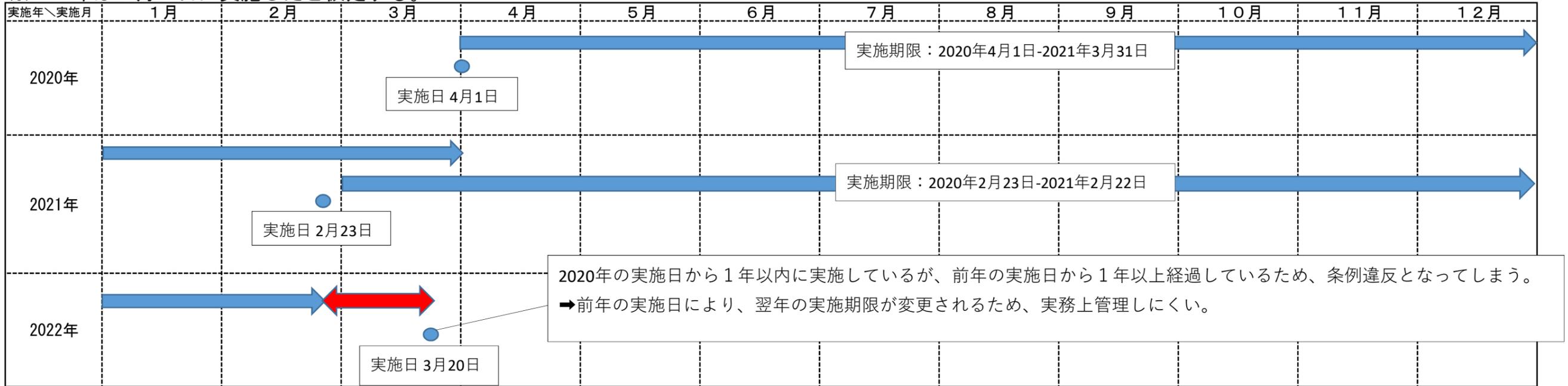


# 小規模水道及び小規模受水槽水道の安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例及び施行規則改正に係る清掃期間等の考え方について

○現行の規定における清掃等の実施規制期間（条例第13条第1項及び施行規則第7条第1項並びに第13条第1項：実施日から1年以内に1回）  
 ※2020年は4月1日に実施したと仮定する。



○改正規定における清掃等の実施規制期間（条例第13条第1項及び施行規則第7条第1項並びに第13条第1項：実施日から毎年1回以上定期的に）  
 ※2020年は4月1日に実施したと仮定する。

